

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年六月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第一〇二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成三十年六月八日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県坂戸市大字片柳字丑町二百九十三番一の一部及び二百九十三番一の先</p> <p>埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百二十二番四の一部、千六百二十二番一の一部、千六百二十二番三の一部、千六百二十三番二の一部、千六百二十三番一の一部、千六百二十三番一の先、千六百二十四番の一部、千六百二十四番の先、千六百七十番一の一部及び千六百七十番一の先</p> <p>埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百三十四番三の一部、千六百二十七番の一部、千六百二十六番の一部、千六百二十二番一の一部、</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>三九・七二</p> <p>八十七・〇〇</p> <p>百二・一七</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p>

<p>千六百二十二番一の先、千六百二十二番四の 一部、千六百二十二番四の先、千六百二十二 番二の一部、千六百二十二番二の先、千六百 二十番の一部、千六百二十番の先、千六百二 十一番一の一部、千六百二十一番一の先、千 六百二十一番三の一部、千六百二十一番三の 先、千六百九十一番三の一部、千六百九十一 番三の先、千六百九十一番四の一部、千六百 九十一番二の一部及び千六百九十番一の一部</p>	<p>二十四・八六</p>	<p>六・〇</p>	
<p>埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百十番の 一部、千六百十番の先、千六百三十番の一部 及び千六百三十番の先、</p>	<p>二十八・二四</p>	<p>六・〇</p>	
<p>埼玉県坂戸市大字片柳字勇福寺千五百八十二 番の一部、千五百八十二番の先、千五百八十 一番一の一部、千五百八十一番一の先、千五 百八十一番五の一部及び千五百八十一番五の 先</p>	<p>五十八・六〇</p>	<p>六・〇</p>	
<p>埼玉県坂戸市大字片柳字勇福寺千五百八十四</p>			

<p>番一の一部、千五百七十八番一の一部、千五百七十八番三の一部、千五百八十三番の一部及び千五百八十二番の一部</p>			
<p>埼玉県坂戸市大字片柳字勇福寺千五百七十八番五の一部、千五百七十八番三の一部、千五百八十一番一の一部及び千五百八十二番の一部</p>	六十二・七〇	六・〇	
<p>埼玉県坂戸市大字片柳字中村二千六百四十四番の一部、二千六百六十九番の一部及び二千七百七十番の一部</p>	二十七・三三	六・〇	
<p>埼玉県坂戸市大字片柳字中村二千六百六十五番の一部及び二千六百六十九番の一部</p>	二十五・九六	六・〇	
<p>埼玉県坂戸市大字片柳字中村二千六百六十九番の一部及び二千七百七十番の一部</p>	三十二・〇六	六・〇	
<p>埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百七番二の一部、千六百十二番の一部、千六百七番一</p>	三十四・〇〇	六・〇	

の一部、千六百十番の一部、千六百十番の先、  
千六百十一番の一部及び千六百十一番の先